

横植協会 04-41号  
令和5年3月22日

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

条件付き輸入生果実関係

### 【ペルー産ぶどう(ウィティス・ウィニフェラに限る。)の生果実に関する 植物検疫実施細則の制定について】(輸入解禁されました)

ペルーには、ぶどう属等多くの生果実を加害するチチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエが発生していることから、これまで同国からのぶどう属生果実の我が国への輸入は禁止されていましたが、令和5年3月22日付けで省令が改正されるとともに告示、植物検疫実施細則が制定公布され、ペルー産ぶどう(学名:ウィティス・ウィニフェラに限る。)生果実が輸入できることになりましたのでお知らせします。

なお、輸入にあたっては低温処理コンテナを利用し航海中に消毒を行うなどの条件があります。

詳細につきましては、別添1～3をご確認ください。

以上

○農林水産省令第十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十二日

農林水産大臣 野村 哲郎

植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（植物防疫法施行規則の一部改正）

第一条 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

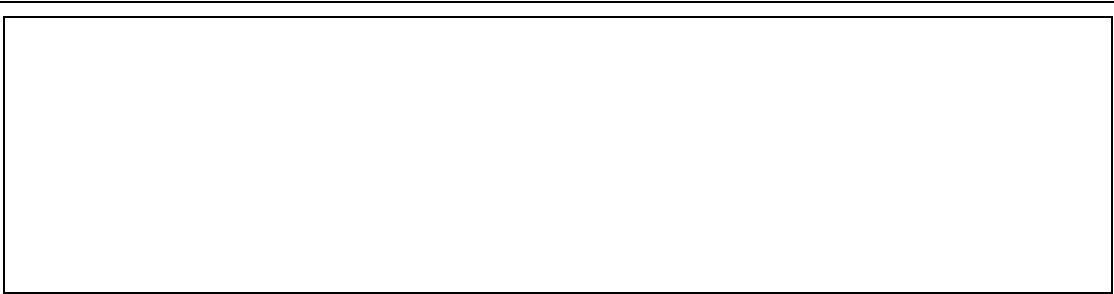
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でないものは、これを加える。

改正後

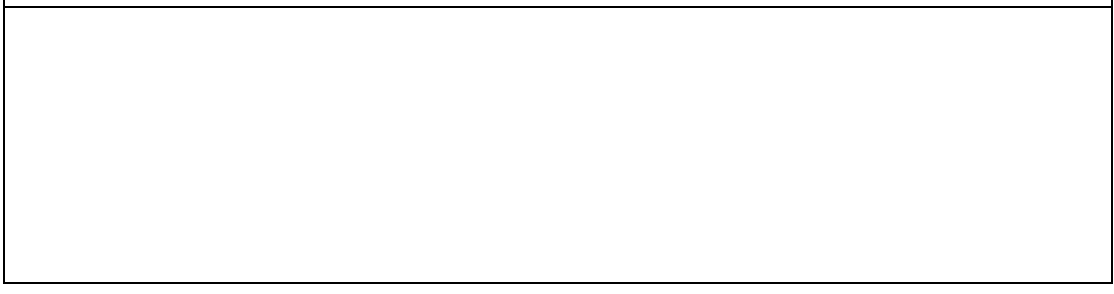
別表二(第九条関係)	地 域	一 (略)
	植 物	アキー、アコカンテ ラ・オツボシテイフ オリア、アコカンテ ラ・シンペリ、アジ マ・テトラカクタ、 アボカド(付表第六 十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲 げるものを除く。) 、あめだまのき、ア ルタボトリス・モン テイロアエ、アンテ イデスマ・ウエノス ム、ウイクストロエ ミア・フィリレイフ オリア、エウクレア ・デイウイノルム、 エケベルギア・カペ ンシス、オクシアン ツス・ザングエバリ クス、オピリア・ア メンタケア、オリー ブ、オールス・パイ ス、オレア・ウツデ イ アナ、カシューナツ ツ、カツシネ・シュ ヴァインフルティア ナ、キウイフルツ
	備考(対象とする検 疫有害動植物)	(略)

改正前

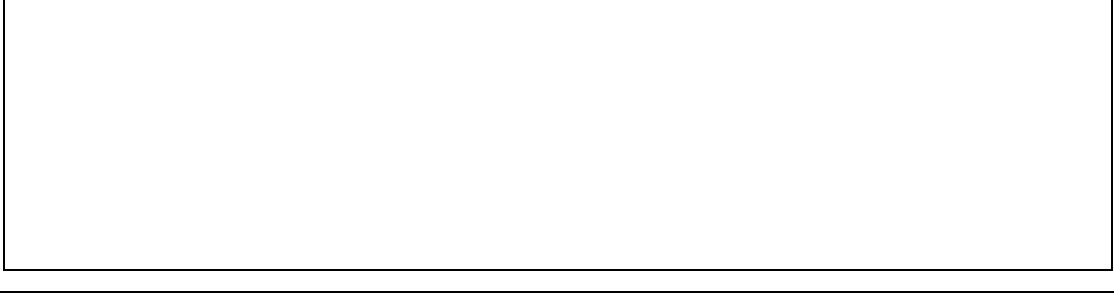
別表二(第九条関係)	地 域	一 (略)
	植 物	アキー、アコカンテ ラ・オツボシテイフ オリア、アコカンテ ラ・シンペリ、アジ マ・テトラカクタ、 アボカド(付表第六 十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲 げるものを除く。) 、あめだまのき、ア ルタボトリス・モン テイロアエ、アンテ イデスマ・ウエノス ム、ウイクストロエ ミア・フィリレイフ オリア、エウクレア ・デイウイノルム、 エケベルギア・カペ ンシス、オクシアン ツス・ザングエバリ クス、オピリア・ア メンタケア、オリー ブ、オールス・パイ ス、オレア・ウツデ イ アナ、カシューナツ ツ、カツシネ・シュ ヴァインフルティア ナ、キウイフルツ
	備考(対象とする検 疫有害動植物)	(略)

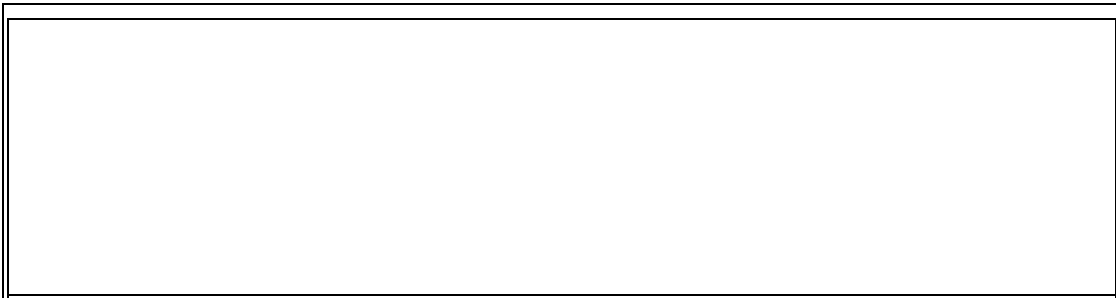


、きばなきようちくとう、きんきじゆ、ククミス・ディプサケウス、くさとべら、グルーイア・トリコカルパ、コツキニア・ミクロフィラ、コロロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、サラシア・エレガンス、ジャボチカバ、スカエウオラ・プルミエリ、そらまめ、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、はてるまぎり、ハルペフィルム・カッフ・フィルム、フイリキウム・デキピエンス、フエイジョア、ブティア・エリオスパタ、ブティア・カピタタ、フラゲラリア・グイネエンシス、フルエツゲア・ウイロサ、ブルケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルステイト、ペントロパロピリラ・

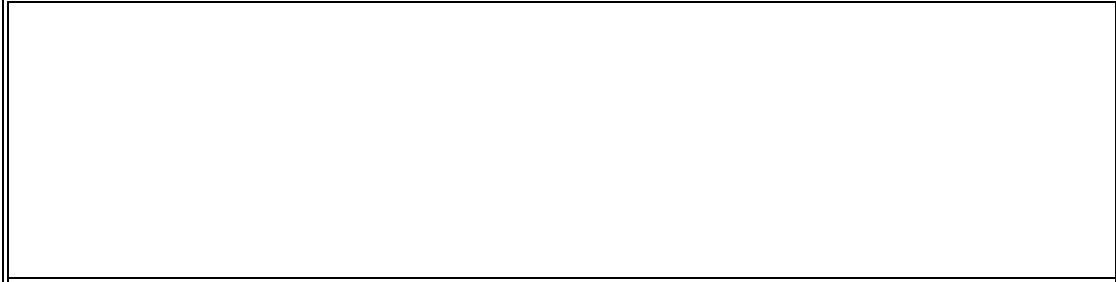
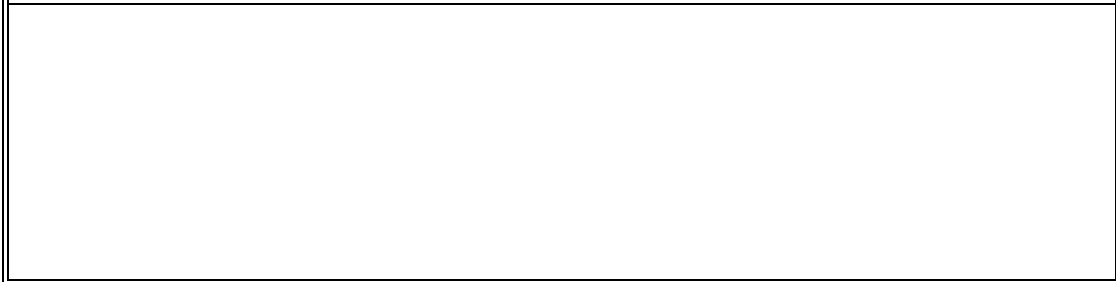


、きばなきようちくとう、きんきじゆ、ククミス・ディプサケウス、くさとべら、グルーイア・トリコカルパ、コツキニア・ミクロフィラ、コロロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、サラシア・エレガンス、ジャボチカバ、スカエウオラ・プルミエリ、そらまめ、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、はてるまぎり、ハルペフィルム・カッフ・フィルム、フイリキウム・デキピエンス、フエイジョア、ブティア・エリオスパタ、ブティア・カピタタ、フラゲラリア・グイネエンシス、フルエツゲア・ウイロサ、ブルケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルステイト、ペントロパロピリラ・





ウンベルラタ、ボウ  
レリア・ペティオラ  
リス、ポポー、ポリ  
スファエリア・パル  
ウイフオリア、マメ  
ーリンゴ、モノドラ  
・グランディディエ  
リ、ランプロタムヌ  
ス・ザングエバリク  
ス、りゆうがん、ル  
ディア・マウリテイ  
アナ、れいし、いち  
じく属植物、インガ  
属植物、いんげん属  
植物、ヴァングエリ  
ア属植物、かき属植  
物（付表第四十一に  
掲げるものを除く。  
）、カリッサ属植物  
、くるみ属植物、く  
わ属植物、コツコロ  
バ属植物、コーヒー  
ノキ属植物、すぐり  
属植物、すのき（こ  
けもも）属植物、と  
けいそう属植物、ド  
ビアーリス属植物、  
ドリペテス属植物、  
なつめ属植物、にん  
めんし属植物、ばし  
よう属植物（成熟し  
ていないバナナの生



ウンベルラタ、ボウ  
レリア・ペティオラ  
リス、ポポー、ポリ  
スファエリア・パル  
ウイフオリア、マメ  
ーリンゴ、モノドラ  
・グランディディエ  
リ、ランプロタムヌ  
ス・ザングエバリク  
ス、りゆうがん、ル  
ディア・マウリテイ  
アナ、れいし、いち  
じく属植物、インガ  
属植物、いんげん属  
植物、ヴァングエリ  
ア属植物、かき属植  
物（付表第四十一に  
掲げるものを除く。  
）、カリッサ属植物  
、くるみ属植物、く  
わ属植物、コツコロ  
バ属植物、コーヒー  
ノキ属植物、すぐり  
属植物、すのき（こ  
けもも）属植物、と  
けいそう属植物、ド  
ビアーリス属植物、  
ドリペテス属植物、  
なつめ属植物、にん  
めんし属植物、ばし  
よう属植物（成熟し  
ていないバナナの生



果実を除く。)、パイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く。)、ばんじろ属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マチン属植物、マンガウ属植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、もまたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物(イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に

果実を除く。)、パイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く。)、ばんじろ属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マチン属植物、マンガウ属植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、もまたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物(イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるもの

二〇七 (略)		(略)	掲げるものを除く。 (、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。)の生果実	(略)	
------------	--	-----	--	-----	--

付表

一〇七十八 (略)

七十九 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入される  
ぶどう(ウイテイス・ウイニフェラに限る。)の生果実であつて  
農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二〇七 (略)		(略)	を除く。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。)及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。)の生果実	(略)	
------------	--	-----	--	-----	--

付表

一〇七十八 (略)

(新設)

(植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令(令和五年農林水産省令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の十七の項の次に次のように加える改正規定のうち同表の十八の項の植物の欄中「第八十四」を「第八十五」に、「第八十三」を「第八十四」に、「第八十六」を「第八十七」に、「第八十一」を「第八十二」に、「第八十二」を「第八十三」に改め、「第七十九」の下に「及び第八十」を加え、「第八十」を「第八十一」に改め、同表の二十の項の植物の欄中「第八十六」を「第八十七」に、「第八十五」を「第八十六」に改め、同表の二十一の項の植物の欄中「第八十六」を「第八十七」に改め、同表の二十二の項の植物の欄中「第八十七」を「第八十八」に改め、同表の二十三の項の植物の欄中「第八十五」を「第八十六」に、「第八十六」を「第八十七」に改める。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の付表第七十八の次に次のように加える改正規定中「付表第七十八」を「付表第七十九」に改め、同表の付表第八十七を同表の付表第八十八とし、同表の付表第七十九から同表の付表第八十六までを一表ずつ繰り下げる。



附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第四百三十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十九の規定に基づき、ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウイティス・ウイニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

令和五年三月二十二日

農林水産大臣 野村 哲郎

一 植物及び地域

ぶどう（ウイティス・ウイニフェラに限る。）の生果実であつて、ペルーで生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物として輸入されたものであること。

三 輸出国における検査及び証明

(一) ペルー植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨の記載がされているペルー植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付された

ものであること。

(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア チチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエに侵されていないものであること。

イ 五の消毒が行われたものであること。

#### 四 封印

海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、低温処理コンテナーごとにペルー植物防疫機関による封印がなされていること。

#### 五 消毒

(一) 低温処理コンテナーにおいて、次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなった後、引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で消毒すること。

生果実の中心部の温度	期 間
摂氏一・〇度	十六日間

摂氏二一・〇度	十八日間
摂氏三三・〇度	二十日間

(二) 低温処理コンテナは、あらかじめペルー植物防疫機関により(一)の消毒のために適切な設備を有するものとして指定されたものであること。

#### 六 植物防疫官による確認

(一) 三の(一)の検査及び五の消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

(二) (一)の植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、ペルー植物防疫機関と共同して、輸出の時までに五の消毒が開始されていること及び輸入の時までに当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

#### 七 表示

三の(一)の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

ペルー産ぶどう（ウィテイス・ウィニフェラに限る。）の生果実に関する植物検疫実施細則

〔 令和 5 年 3 月 22 日付け 4 消安第 6724 号  
消費・安全局長通知 〕

植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 79 の規定に基づき定めるペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウィテイス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準（令和 5 年 3 月 22 日農林水産省告示第 438 号。以下「告示」という。）に規定する生果実（以下「生果実」という。）の植物検疫の実施については、規則、告示及び輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

## 1 消毒施設

- (1) 告示 5 の (2) の消毒のために適切な設備を有するものとは、次の条件を満たすものとする。
  - ア 密閉型コンテナであること。
  - イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないこと。
  - ウ 生果実の中心部を告示の 5 の (1) に定める温度に保持できること。
  - エ コンテナ内の積荷の中心部を含む 3 か所以上にある生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。
  - オ エの自動温度記録装置は、4 時間ごとに摂氏 0.1 度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後 1 か月間は摂氏 ±0.1 度の精度を維持できること。
- (2) 植物防疫官は、(1) の条件を満たすものとしてペルー植物防疫機関により指定された低温処理コンテナ（以下「指定コンテナ」という。）について、毎年、輸出の開始前に、ペルー植物防疫機関により作成された記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表の提出を受けるものとする。
- (3) 植物防疫官は、原則として 1 年に 1 回以上、ペルー植物防疫機関が行う日本向け生果実の低温処理コンテナの指定のための調査に同行し、当該コンテナが (1) の条件を満たすものであり、当該調査が的確に実施されていることを確認するものとする。

## 2 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示 6 の (1) の検査が的確に実施されていることの植物防疫官による確認について、次により、原則として 1 年に 1 回以上、ペルー植物防疫機関が記録した検査の実施記録を確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、随時、ペルー植物防疫機関による検査に立ち会うことにより行うものとする。

- ア 生果実のこん包数の2パーセント以上が検査されたことを確認すること。
- イ 検査の結果、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエが発見されなかったことを確認すること。
- ウ 検疫有害動植物が発見されたときは、ペルー植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

### 3 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の消毒が実施されていることの確認について、原則として1年に1回以上、次により、消毒が実施されていることをペルー植物防疫機関と共同して確認するものとする。加えて、ペルー植物防疫機関が作成した消毒の実施記録を確認することにより、前回の実施記録の確認以降の消毒の開始と終了がいずれも的確に行われていたことを確認するものとする。

#### (1) 消毒の開始の確認

- ア 告示5の(2)の指定コンテナであること及びき裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないことを確認すること。
- イ 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であることを氷点法により確認すること。
- ウ コンテナ内の積荷の中心部を含む3か所以上にある生果実の中心部の温度が告示5の(1)に定められた温度以下であることを確認すること。
- エ ペルー植物防疫機関により告示4の封印がなされていることを確認すること。

#### (2) 消毒の終了の確認

植物防疫官は、消毒の実施記録により告示5の消毒が適切に行われていることを確認すること。

### 4 表示

告示7の輸出植物検査が終了している旨の表示は(1)の字句に、仕向け地が日本である旨の表示は(2)の字句によるものとし、各こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

#### (1) INSPECTED

#### (2) EXPORT TO JAPAN

### 5 輸入検査

- (1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。
- (2) 植物防疫官は、告示3の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、植物検疫証明書に告示4の封印の記号・番号及び告示5の消毒が行われた旨が記載されていない場合、告示4の封印がなされていない場合若しくは破れている場合、指定コンテナでない場合又は告示7の表示がなされていない場合は、当該生果実を所有し又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) 植物防疫官が必要と認めたときは、消毒の実施記録により告示5の消毒の実施が適切に行われていることを確認するものとする。なお、消毒が完全に実施されていない

ことが判明した場合は、当該生果実はペルー植物防疫機関の責任により返送されるものとする。

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエ又はミナミアメリカミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有又は管理する者に対し、チチュウカイミバエ又はミナミアメリカミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ チチュウカイミバエ又はミナミアメリカミバエが付着した原因をペルー植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。